

令和 6 年度大学入学者選抜実施要項の見直しの概要（案）

新型コロナウイルス感染症対策関係

5月8日から新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられることから、「第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等」は、実施要項上一般化できるものや、令和6年度大学入学者選抜実施時においても新型コロナウイルス感染症の影響が残るもの等を除き、削除するとともに感染症対策ガイドラインも作成しないこととする。

《令和6年度大学入学者選抜実施時においても新型コロナウイルス感染症の影響が残るもの（又は、激変緩和措置として据え置くもの）》

大学入学共通テスト

新型コロナ後、全都道府県に設定してきた試験場については、今後何らかの現状変更がされない限り、従前の全国2会場に戻すが、激変緩和措置として、追試験は本試験の2週間後に設定。

●試験期日（日程のみ変更）

- ・本試験・・・令和6年1月13日（土）、14日（日）
- ・追試験・・・令和6年1月27日（土）、28日（日）

※昨年度と同様に本試験、追試験の2段構え。

※本試験の2週間後に追試験を実施。

各大学の個別選抜

●調査書を活用する場合の留意事項（継続）

- ・令和6年度大学入学者選抜の受験者の調査書においては、新型コロナウイルス感染症の影響が残るため、調査書の活用にあたっては、記載内容が少ないこと等を理由に不利益を被らないようにする。

《一般化できるもの》

各大学の個別選抜

●オンライン面接等における留意事項（継続）

- ・志願者の居住地や大学の実情等に応じて、ICTを活用したオンラインの試験等の工夫をする場合、利用環境の差異等により不利益が生じないよう配慮することや不正行為への注意喚起を要請。

●外国人を対象とした入試における留意事項（継続）

- ・入学志願者にかかる負担軽減の観点から、オンラインによる試験の実施等により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。

●不測の事態が生じた場合の受験機会の確保（継続）

- ・不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験できなかった者がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保等に配慮する。

●一般的な感染症対策（継続）

- ・試験実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、効果的な換気や手指衛生の励行など感染症の特徴に応じた基本的な感染症対策を講じることとする。

その他

●教学マネジメント指針（追補）について（内容追加）

- ・アドミッション・ポリシーの策定・公表に当たり、参考するものとして令和5年2月に中央教育審議会大学分科会において取りまとめられた「教学マネジメント指針（追補）」を追加。

●高等学校教員や受験生等の負担軽減（新規）

- ・調査書以外の志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料について、編集可能な様式のデータファイルを提供すること等により、作成者の負担軽減に努めること。

●受験生等への情報提供（内容追加）

- ・受験者本人への成績開示を含む情報の開示について、情報を受け取る者の利便性の向上に十分に努めること。

●試験問題作成時の機密性の確保（内容追加）

- ・パソコン等を使用して試験問題を作成する場合、第三者からのアクセスを防止する措置を講じること。